

民法の一部を改正する法律案要綱

第一 成年

年齢十八歳をもつて、成年とするものとする。 (第四条関係)

第二 婚姻適齢

一 婚姻は、十八歳にならなければ、することができないものとする。 (第七百三十一条関係)

二 民法第七百三十七条を削除するものとする。

三 民法第七百五十三条を削除するものとする。

第三 養親となる者の年齢

一 二十歳に達した者は、養子をするのできるものとする。 (第七百九十二条関係)

二 第七百九十二条の規定に違反した縁組について、養親が、二十歳に達した後六箇月を経過し、又は追認をしたときは、養親又はその法定代理人から、その取消しを家庭裁判所に請求することができないものとする。 (第八百四条関係)

第四 その他

その他所要の規定を整備するものとする。

第五 附則

一 施行期日等

1 この法律は、原則として、平成三十四年四月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

2 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとする。 (附則第二条から第五条まで関係)

二 関係法律の整備

この法律の施行に伴い、未成年者喫煙禁止法等の関係法律の規定を整備すること。 (附則第六条から第二十六条まで関係)